公売保証金を求めない方式

公売のしおり
（期日入札）

富津市役所 納税課

※公売財産及び公売手続に関する問い合わせ先
ＴＥＬ　０４３９－８０－１２４３

目　　次

1　公売参加の手順等

（1）　公売広告 … 1

（2）　公売参加資格 … 1

（3）　入札に要する書類等 … 1

（4）　開札の方法 … 3

（5）　最高価申込者の決定 … 3

（6）　追加入札 … 3

（7）　次順位買受申込者の決定 … 3

（8）　再度入札 … 4

3　売却決定

（1）　売却決定 … 4

（2）　売却決定の取消し … 4

（3）　買受申込等の取消し … 4

4　買受代金の納付及び公売財産の権利移転

（1）　買受代金の納付方法 … 4

（2）　買受代金納付の効果 … 4

（3）　公売財産の引渡しの方法 … 5

（4）　公売財産の権利移転手続 … 5

［ 注意事項 ］ … 5

・公売の日時及び場所等 … 6

１　公売参加の手順等

（１）公売公告

公売公告には、売却区分番号、公売財産の種類、公売財産の見積価額及び公売保証金額、入札・開札の日時・場所等が記載されており、市掲示場に掲示しています。

買受けを希望する財産について、公簿や現況確認等により、必要な情報の収集を行ってください。

（２） 公売参加資格

原則として、どなたでも公売に参加することができます。

ただし、滞納者及び公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第９２条及び第１０８条に該当する者）並びに同法９９条の２各号に該当する者（暴力団員等）は公売に参加することはできません。

※ 入札者には「暴力団員等でない旨の陳述書」を提出いただきます。陳述書の提出がない場合、もしくは虚偽の陳述による場合は、入札が無効になります。

※ 代理人が入札する場合には、本人の「委任状」を提出してください。

※ 共同で入札する場合には、共同入札代表者を定め、「共同入札代表者の届出書」及び共同入札者全員分の「委任状」を提出してください。また、その場合の入札は「共同入札用」の入札書を使用してください。

（３）入札に要する書類等

入札書その他必要書類は富津市ホームページからダウンロードしてください。

① 入札書

ア　入札書には、住民登録上の住所（法人の場合は登記上の本店所在地）、氏名（法人の場合は商号）を記載してください。

イ　一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

ウ　入札書は同じ売却区分番号の物件に２枚以上入札することはできません。２枚以上入札された場合、すべて無効となります。

エ　入札書を書き損じたときは訂正しないで、新たな入札書を使用してください。

オ　共同で入札する場合は、共同入札用の入札書を使用してください。共同入札用の入札書は両面印刷となっておりますので、表面と裏面の両方に漏れなく必要事項を記入してください。

② 陳述書

入札にあたって、買受申込者は「陳述書」を提出する必要があります。

ア　「入札者」の区分に応じた「陳述書」を提出してください。なお、「陳述書」の提出は売却区分ごととなりますので、複数の売却区分に入札する場合は、売却区分ごとに「陳述書」が必要となります。

イ　「陳述書」には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名を、法人にあっては、商業登記上の所在地及び名称を記載してください。

ウ　法人の場合は次の書類が必要になります。

(ｱ)「陳述書（法人用)」(必須)

(ｲ)「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」(必須)

エ　次に掲げる指定許認可等を受けている事業者が入札される場合には、「陳述書」に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください

(ｱ) 宅地建物取引業の免許を受けて事業を行っている者 ⇒ 宅地建物取引業の免許証等の写し

(ｲ) 債権管理回収業の許可を受けて事業を行っている者 ⇒ 債権回収業の許可証等の写し

オ　共同して入札する場合、入札者ごとに「陳述書」を提出してください。

カ　自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を提出してください。

また、自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「法人の全部事項証明書等」を提出してください。

なお、自己の計算において入札等をさせようとするものが宅地建物取引業又は債権管理回収業の場合には、上記エと同様に、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。

キ　虚偽の陳述をした場合は、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処せられます（国税徴収法第１８９条)。

「陳述書（別紙を含む。)」の提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載の上、提出してください。

提出した「陳述書」に不備がある場合は、入札期間内に再提出が必要となります。再提出が必要な方には、公売担当から御連絡します。再提出が必要となった「陳述書」が入札期間内に届かない場合も、入札等が無効となります。

③ 身分に関する証明

本人確認のため、公売会場に来場される方（代理人が入札手続を行う場合には代理人本人）の身分に関する証明を呈示していただきますので、マイナンバーカード、運転免許証等の公的機関発行の証明書をお持ちください。法人名義で入札される場合には、商業登記簿等の代表権限を有することを証する書面をお持ちください。

④ 委任状

代理人が入札手続を行う場合には、代理権限を証する委任状をお持ちください。なお、法人の代表権限を有しない方（従業員など）がその法人の入札手続を行う場合にも、代理権限を証する委任状が必要です。

（4）開札の方法

開札は、原則として入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立会って開札します。

（5）最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ最高の価額にある入札者に対して行います。

なお、最高価申込者の氏名その他の事項を公告します。

（6）追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が２人以上いる場合には、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札の場合は、次の事項に留意してください。

※ 追加入札の価額は、当初の入札価額以上でなければなりません。

※ 追加入札をすべき者が入札しなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後２年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

（7）次順位買受申込者の決定

国税徴収法第１０４条の２に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、次順位による買受の申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。なお、次順位買受申込者が２人以上あるときは、くじで決定します。

（8）再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は、再度入札をすることがあります。

３　売却決定

（1）売却決定

売却決定は、公売公告に記載された日時に最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第１１３条第２項各号に掲げる日に行います。

（2）売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定等が取り消されます。

① 買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税の完納の事実が証明されたとき

② 買受人が買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき

③ 国税徴収法第１０８条第２項（公売の適正化のための措置）の規定が適用された場合。

（3）買受申込等の取消し

買受申込者に対し、売却決定が行われた後であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止がされる場合があります。この停止している間は、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込み等の取消しを行うことができます。

４　買受代金の納付及び公売財産の権利移転

（1）買受代金の納付方法

買受人は、売却決定を受けた後に、公売公告に記載された納付期限までに、買受代金の全額を、現金により市役所の納税課窓口において納付してください。

（2）買受代金納付の効果

買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産の権利を取得します。ただし、所有権移転については、都道府県知事又は農業委員会の許可を要する農地等の場合のように、法令の規定等により認可又は登録を要するものについては、関係機関の認可又は登録がなければ、権利移転の効果は生じません。なお、買受代金の全額を納付した後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

（3）公売財産の引渡しの方法

市は引渡しの義務を負いません。代金納付後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担、使用者又は占有者の立退請求等は、買受人が負うこととなります。

また、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。

（4）公売財産の権利移転手続

権利移転の登記又は登録を請求することのできる財産（不動産など）は、買受人の請求により市役所において関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行うこととされていますから、買受人は、買受代金の全額を納付した場合には、速やかに権利移転の登記又は登録の請求をしてください。

なお、公売財産の権利移転手続に必要な登録免許税、郵便切手等は買受人の負担となります。

[注意事項]

以下の行為があった場合には、国税徴収法第１０８条第１項の規定により、その事実があった後２年間、公売への参加が制限される場合があります。

1　公売を妨害したり、不正を行った場合

2　正当な理由なく、代金の納付の期限までにその代金を納付しなかった場合

公売の日時及び場所等

１　公売の日時	**令和８年１１月１８日（水）** ・受付；午前　９時３０分 から 午前１０時００分 まで ・入札；午前１０時００分 から 午前１０時２０分 まで ・開札；午前１０時３０分 頃
２　公売の場所	**富津市役所　５階　入札室**
３　売却決定の日時	**令和８年１２月２日（水）　午前１０時００分**
４　売却決定の場所	**富津市役所　納税課**
５　代金納付期限	**令和８年１２月２日（水）　正午**

問い合わせ先　　富津市役所納税課

電話番号　０４３９－８０－１２４３